

議員提出第 1 1 号議案

足立区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 1 2 条及び会議規則第 1 3 条の規定により提出する。

平成 1 8 年 9 月 2 1 日

提出者

足立区議会議員	松	尾	か	つ	や
同	鈴	木	け	ん	い
同	ぬ	か	が	和	子
同	針	谷	み	き	お
同	大	島	芳	江	
同	伊	藤	和	彦	
同	渡	辺	修	次	
同	鈴	木	秀	三	郎
同	橋	本	ミ	チ	子
同	さ	と	う	純	子
同	三	好	す	み	お

足立区議会議長 しのはら 守 宏 様

(提案理由)

区内中小業者支援のため、道路占用料の免除を行う必要があるので、本案を提出する。

足立区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

足立区道路占用料等徴収条例（昭和28年足立区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「占用料の額の全部」を「当該各号に定めるところにより、占用料の額の全部又は一部」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 法第35条に規定する事業（道路法施行令（昭和27年政令第479号）第19条に規定するものを除く。）及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業に係るもの 全額免除
- (2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設 全額免除
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項に規定する都市計画施設で営利を目的としないもの 全額免除
- (4) 公衆が常時無料で道路交通の一環として通行する通路 全額免除
- (5) 沿道から道路に出入するために設置する通路その他これに類する施設 全額免除
- (6) ガス、電気、電話、水道、下水道等の各戸引込管線類 全額免除
- (7) 祭典その他恒例により設置する施設 全額免除
- (8) 地先から雨水若しくは汚水をみぞ等に排せつするに必要な公共的施設又は家庭用の配水管施設 全額免除
- (9) 公共的性格を有する街灯 全額免除

(1 0) 足立区経済活性化基本条例(平成17年足立区条例第11号)第2条第3号に規定する中小企業等(以下「中小企業等」という。)が設置する表示面積5平方メートル以下の看板 表示面積2平方メートルに係る部分に相当する額の免除(表示面積2平方メートル未満の看板にあつては、全額免除)

第3条第1項に次の2号を加え、同条第2項を削る。

(1 1) 中小企業等が設置する占有面積5平方メートル以下の日よけ 占有面積2平方メートルに係る部分に相当する額の免除(占有面積2平方メートル未満の日よけにあつては、全額免除)

(1 2) 前各号のほか、区長が特に必要があると認めるもの 全額免除又は一部免除

付 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。